

## 令和7年度第2回 鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険運営委員会 議事概要

日 時	令和7年12月18日（木）午後3時30分から午後4時15分まで
場 所	鈴鹿市役所 別館第3 2階北会議室
出席委員	運営委員会委員 10名 藤原 芳朗 委員（会長）、藤田 浩弥 委員（副会長）、 金原 耕司 委員、山本 裕一 委員、水野 恵子 委員、小林 智子 委員、 伊藤 京子 委員、藤本 高尚 委員、尾崎 郁子 委員、手平 規矩夫 委員
事務局	事務局 11名 鈴鹿亀山地区広域連合事務局長 福中、介護保険課長 中条、指導GL 澤谷、 認定GL 藤本、給付GL 岡田、管理GL 伊藤、管理G 酒井、 鈴鹿市長寿社会課長 前川、亀山市地域福祉課長 佐野、 鈴鹿市基幹型地域包括支援センター 野村、 亀山市基幹型地域包括支援センター 駒谷
傍聴人	なし

### 1 委員会成立の確認、会議の公開決定、議事録作成の確認

### 2 議事

#### （1）要介護認定更新通知の段階的廃止について【資料1】

資料1について、事務局から以下のとおり説明。

介護認定調査は、令和5年度から三重県の指定を受けている、指定市町村事務受託法人の株日本ビジネスデータープロセシングセンターと居宅介護支援事業所に調査業務を委託し実施している。

令和7年11月末現在、申請から認定結果が出るまでの期間が平均39日となっているが、介護保険法では、申請から認定結果を出すまでが30日以内と定められているため、少しでも早く出せるよう、更新案内の通知を段階的に廃止することを考えている。介護サービスの利用予定がない方からの申請を減らし、他の認定事務を進めることで、必要な方の認定までの期間を早めることを目指す。県内では桑名市、名張市、伊賀市が廃止している。

第一段階として、更新の案内通知を止めた後、家族申請等の申請を失念しやすい方から、一定期間（30日程度）経過しても申請がない場合、何らかの方法で通知を行う経過措置を導入する。そして効果、影響等を検証し、第二段階として全面廃止へ移行可能かを判断する。更新案内の廃止に当たっては、介護支援専門員協会鈴鹿亀山支部と協議を始めている。また、地域包括支援センター、病院相談員等の各関係機関から意見を聴き、検証を行いたい。

(藤原会長)

60日前から更新の申請が可能であって、一定期間の約30日が経過し、まだ申請がない人に対して、何らかの方法で周知を行うとなっているが、その方法について詳しく説明してもらいたい。

(事務局)

方法については、介護支援専門員協会と相談しているところであるが、再度通知を送付するか、電話、その他の方法での連絡を考えているところである。また支援事業所が分かっている場合は、そちらに通知をすることも検討しているところである。

(手平委員)

利用者は、この通知があることでメリットがあったが、無くなることでどのようなことが起こるのか、説明をしてもらいたい。

(事務局)

更新申請を送付している方は、ほとんどケアマネジャーが付いて、介護サービスを利用している。介護保険は介護サービスを使うために出すものであるため、必要な時に早く認定を出すことで、皆様の不安も解消されると考えている。

(手平委員)

利用者に影響を及ぼさないようにしていただけだと理解した。

(伊藤京子委員)

広く市民へ伝える機会として、例えば広域連合広報等で周知をする予定はあるか。

(事務局)

周知については、非常に重要と考えている。広域連合広報でも周知をする予定のほか、出来る限りの方法で周知をしたいと考えている。内容については、介護支援専門員協会と相談していきたい。

(藤本委員)

この第一段階はいつ頃開始する予定か。

(事務局)

現在協議中のため、開始時期については未定である。

(藤田副会長)

第二段階の完全廃止へ移行するまでに、第一段階の期間はどのくらいと見越しているのか。

(事務局)

第二段階への移行は、しっかりと検証を行ってからと考えているため、今具体的な期間を回答することが出来ない。

(藤原会長)

先行して実施している3つの市では、何かトラブルがあったか。

(事務局)

事前に確認をしたところ、特に大きな問題は生じていないことである。ケアマネジャーや施設の協力を得ながら実施していると想定しているため、連携が大事になってくると考えている。

(藤原会長)

介護度が高ければ、施設やケアマネジャーが代行申請してもらうことになるのだろう。

(山本委員)

介護支援専門員協会へ相談をしてもらったあと、役員から意見があつたため紹介する。参考にしてもらいたい。

・ケアマネジャーは訪問に行った際、更新の2か月前になる頃に、代行申請について伝えていることが多いため、月初めから3日頃までに7～8割程度の申請があるのだと思う。しかし、申請はケアマネジャー行う当たり前の仕事ではなく、本人・家族が行うものであることを念頭に置いてもらいたい。

・本人・家族のもとには広域連合からの更新通知と、ケアマネジャーからの申請により、通知が重複しているため、経費削減や発送作業に従事する職員の削減のためには廃止してもよいのではないか。しかし、突然通知がなくなることにより、苦情がくることも心配しているため、周知をしっかりしてもらいたい。

・いきなり通知を無くすのではなく、第一段階の前段階として、介護保険に認定期間が満了になることをハガキで通知してはどうか。

(事務局)

以前にも、経費削減だけが目的ではなく、認定結果を早く出せるよう人員を使っていきたいと伝えたが、ケアマネジャーからの意見も踏まえ、今後の方策について検討していきたい。

(藤原会長)

試行錯誤があると思うが、全ては利用者のためにというところで、進めてもらえば問題はない。

議題について委員に承認を確認、委員承認。

(2) 居宅介護支援事業所及び地域密着型サービス事業所の指定更新等について【資料2】

資料2について、以下のとおり事務局から説明。

令和7年6月から11月までに受付した、事業所の指定更新が8件、休止・再開・廃止・失効分が7件、新規指定が4件であった。

議題について委員に承認を確認、委員承認。

(3) 令和8年度指定予定 地域密着型サービス事業者等の募集結果について【資料3】

資料3について、以下のとおり事務局より説明。

前回の委員会で報告した、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護について、7月23日から9月12日まで募集を行ったが、いずれも応募がなかった。

(藤原会長)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、難しい事業のため手が上がらなかつたのではないか。看護小規模多機能型居宅介護は、利用者は便利なものであるが、事業者としては、展開が難しいと思うが、具体的に働きかけ等はしてきたのか。

(事務局)

現在どちらも圏域内で1事業所ずつ運営されている。その事業所に運営状況等を確認しているが、人材の確保が難しく、経営していくもの難しいと聞いている。この2つについては、国が進めている事業であるため、今まで計画に挙げてきたが、次期の計画については、どうす

るかを考えていくことになる。

(藤田副会長)

最近は、応募がなくなっているが、問い合わせ等の何か動きはあったのか。

(事務局)

事業の概要についての問い合わせは1件あったが、応募をしたいとの声はない。

議題について委員に承認を確認、委員承認。

#### (4) その他

地域包括支援センターの移転について、以下のとおり事務局から説明。

12月1日から、鈴鹿第3の「やまぶき」が、老健ひまわりから村瀬病院の1階ロビーへ、鈴鹿第5の「ひいらぎ」が特養桜の森白子ホーム内から新たに隣接の建物へ事務居を移転した。

議題について委員に承認を確認、委員承認。

#### －全体質疑－

(手平委員)

資料2 施設の廃止等について、7件となっているが、利用者はどうなるのか等詳細を少し聞かせてもらいたい。

(事務局)

指定廃止については、事前に事業所から相談があるため、その時点で利用者の方が途切れなくサービスを利用してもらえるように依頼している。今回の廃止にあるデイサービスきらきらの里は、ケアヴィレッジすずかデイサービスセンターが建物、利用者を引き継いでいる。デイサービス笑は、休止していたため利用者が無い状況で廃止した。

(山本委員)

鈴鹿第3地域包括支援センターは、村瀬病院の1階待合へ移転しているが、感染症の流行等により出入りが制限され、利用者が相談しにくくなる懸念があるのだが、いかがか。

(事務局)

移転前は、場所の分かりにくさや入りにくさ等があったため、利用しやすいように、以前包括があった村瀬病院内へ移転することを考えていただいた。感染症の流行等はあると思うが、相談しやすい体制を整えてもらうことを、村瀬病院にもお願いをしている。

(伊藤京子委員)

資料2の4ページ、運営指導の状況で、改善項目2項目とあるが、どのようなものか。

(事務局)

サービス提供の同一建物減算の規定があるが、それに違反していたため、指導を行った。

(藤本委員)

資料1の2効果(2)介護サービスの利用予定がない方の申請を減らすとあるが、そのような人はどの程度いるのか。

(事務局)

国保連の給付データから確認したところ、約1割がサービスの利用がなく、更新申請をしている現状がある。

予定していた事項の審議は終了。